

## ●香川県告示第372号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年7月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 起業者の名称

社会福祉法人すみれ福祉会

2 事業の種類

多機能ホームすみれ（仮称）新築工事

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県高松市三谷町字東尾及び字中原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成19年6月11日付けで社会福祉法人すみれ福祉会より申請のあった多機能ホームすみれ（仮称）新築工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、社会福祉法人すみれ福祉会が、小規模多機能型居宅介護事業、老人デイサービス事業及び老人短期入所事業を行うための施設を新築するものであり、土地収用法第3条第23号に掲げる事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人すみれ福祉会は、理事会において本件事業に係る施設の新築計画を議決している。また、本件事業に要する経費については、自己資金及び借入金によりまかなく計画である。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 小規模多機能型居宅介護事業所設置の妥当性

高松市では、日常生活圏域を単位として地域密着型サービスの整備が進められているところであるが、龍雲生活圏域（三谷、多肥及び仏生山地区。以下「本圏域」という。）には、地域密着型サービスの一つである小規模多機能型居宅介護事業所がまだないことから、早急な設置が求められている。

本件事業の施行により、本圏域を対象に、通所、宿泊及び訪問というサービスを臨機応変に提供することで、地域の高齢者が要介護状態になつても可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支えることが可能となることから、施設設置の妥当性が認められる。

イ 老人デイサービス事業施設設置の妥当性

老人デイサービス事業は、要介護高齢者を施設に通わせ、入浴や食事の提供、機能訓練等を行い、要介護高齢者の自立支援及び社会参加の促進を図るものであるが、三谷地区には老人デイサービス事業を行う施設がまだないという状況である。

本件事業の施行により、三谷地区で老人デイサービス事業を行う施設が確保され、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るとともに、機能訓練による介護予防を進めることで介護サービス費支出の抑制が図られることから、施設設置の妥当性が認められる。

ウ 老人短期入所事業施設設置の妥当性

老人短期入所事業は、要介護高齢者を施設に短期間入所させ、養護する事業を行うことで在宅介護の負担軽減を図るものである。

しかし、三谷地区には老人短期入所事業を行う施設がないうえに、周辺地区における既存の老人短期入所事業施設のいずれも利用者が多く、必要な時期に必要な期間の利用ができない状況にある。

本件事業の施行により、三谷地区において老人短期入所事業を行う施設が確保されることで、地域の需要に応えることが可能となることから、施設設置の妥当性が認められる。

エ 同一建物として同一敷地に整備する理由

以上の3施設を同一建物として整備することで、ニーズに応じた多様なサービスを提供することが可能となる。また、来所者の大半が自動車を利用すると見込まれ、駐車場の整備が不可欠であるが、駐車場を共用することで、用地取得面積及び造成費等の工事費の削減を図ることが可能となる。これらのことから、3施設を同一建物として同一敷地に整備する妥当性が認められる。

オ 周辺環境への影響

起業地は農地であり、移転を要する物件もないことから、事業の施行による周辺の土地利用や自然環境への影響は軽微であると認められる。

カ 起業地の選定

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的及び経済的見地から3案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

キ アからカに述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、地域における高齢者福祉の向上を図るため計画されたものであり、周辺地域における急速な高齢化の進展を考慮すると、早急に施行する必要性が認められる。

このため、本件事業は、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

高松市都市整備部都市計画課